

尼崎市こどもアドボカシー事業委託仕様書

1 委託事業名

尼崎市こどもアドボカシー事業（以下「本事業」という。）

2 事業目的

本事業は、尼崎市児童相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）を対象に、こどもの意見表明等を支援するため、こどもの福祉に関する知識又は経験を有する第三者（以下「意見表明等支援員」という。）を定期的に派遣することにより、一時保護所に入所しているこどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもが意見形成・意見表明できるようエンパワメントし、もってこどもの権利擁護を推進することを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

【事前調整期間】：契約締結日から令和8年9月30日まで

【意見表明等支援実施期間】：令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

委託契約の締結は単年度とする。ただし、委託後、業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、次年度以降本事業の予算が本市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、委託期間が満了する1か月前までに本市もしくは受託者から特段の申し立てが無い限り、契約期間を更に1年間更新する。

4 履行場所

一時保護所（尼崎市内：住所秘匿）

5 事業の対象

一時保護所に入所しているこどもとする。

【参考】定員：30名（学齢児以上：24名、幼児：6名）

6 委託業務の内容

(1) 事前調整

一時保護所を訪問して意見表明等支援を実施するに当たり、本市と協議しながら、次のことを事前に調整し、実施する。

ア 児童相談所職員等への研修実施

本事業を開始するに当たり、児童相談所職員等に対し、本事業の意義や意見表明等支援員の役割等を周知・説明するとともに、業務上こどもと直接関わる児童

相談所職員等の役割として、こどもの意見等を把握した際に必要となる対応等についての研修を実施する。

【※研修実施に係る留意点】

- ・研修内容には、こどもの権利条約、児童福祉法等の内容やこどもの権利擁護に関する今般の国の動き、他の自治体の取組事例等を必ず含めるとともに、本市と協議の上、制度理解や本事業の実施に際し有益と考えられる内容を必要に応じて加えること。
- ・実施方法は対面形式を前提とするが、状況に応じオンラインでの実施も可とする。

イ 実施方法

訪問の日時、時間帯、訪問人数、こどもの意見の聴取方法、職員への伝達方法、こどもの意見を踏まえた検討結果のこどもへのフィードバック方法等の実施方法について調整する。

(2) 定期訪問による意見表明等支援

受託者は、意見表明等支援員を定期的に一時保護所に派遣し、こどもへの権利啓発、こどもの意見の傾聴、こどもとの信頼関係の構築、こどもの意見形成支援と意見表明支援、こどもの意見の代弁等を行う。

訪問回数は週1回以上とし、1週間当たりの業務時間は5時間程度とする。

こどもが本事業を円滑に利用できるよう、一時保護所内に来所日程等を掲示するための掲示物を作成すること。

なお、当日の業務開始時及び業務終了前に、一時保護所職員等とこどもの意見・様子等の内容を共有するためのミーティングを実施する。

(3) こどもへのフィードバック

こどもの意見又は意向に対する対応について児童相談所とフィードバックの実施者や実施方法等について協議の上、必要に応じて定期訪問において、こどもへのフィードバックを行う。

(4) こどもから要請があった際の随時訪問

こどもが意見表明等支援員の訪問日以外に自身の意見を表明したいなどの申し出があった際は、別途随時訪問を行うこと。なお、随時訪問の日時などについては、本市と協議する。

(5) 記録の作成

受託者は、意見表明等支援を行った際は、訪問概要（日時、意見表明等支援員の氏名及び従事時間、活動内容、こどもの様子、こどもの意見及び意見表明等支援員の対応内容）、一時保護所職員等とのミーティング内容及び今後の対応方針等を記録すること。

また、意見表明等支援員は当該記録について本事業における業務責任者（以下「業

務責任者」という。)に報告を行い、受託者において組織的に情報共有し、必要に応じて本市と情報共有を行うこと。

(6) こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

一時保護児童に向けたこどもの権利についての周知啓発を行う。

(7) その他

また、本事業の実施にあたっては、本仕様書のほか、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)(令和5年12月26日付こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知)を参考に実施すること。

7 本事業の実施体制

(1) 業務責任者の指定

受託者は、本事業を円滑かつ確実に運営するため、本委託契約締結後、速やかに業務責任者を指定し、本市に報告すること。

(2) 意見表明等支援員の配置

ア 対象となる全てのこどもに対応できるよう、訪問時には十分な人数(定員30名に対して5時間程度で意見聴取等を行うことから、4名程度を想定)を配置すること。

なお、こどもとの関係性を構築するため、可能な限り同じ意見表明等支援員を配置すること。

イ 意見表明等支援員は次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当しないこと。

また、受託者は、意見表明等支援員が次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当しないことを宣誓書により確認し、宣誓書を本市に提出すること。

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(エ) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項に該当する者

ウ 意見表明等支援員は、ガイドラインに準じた研修を修了し、こどもの権利擁護と意見表明等支援にかかる専門性を有する者であること。また、意見表明等支援

の実践経験を2年以上有する意見表明等支援員を必ず1名以上配置すること。

エ 受託者は、一時保護所に派遣する意見表明等支援員全員の氏名が記載された名簿を意見表明等支援実施期間が始まる前及び変更の都度作成し、事前に本市に提出すること。

オ 一時保護所に派遣する意見表明等支援員の派遣を行うに当たっては、意見表明等支援の実践経験を2年以上有する者を含んだチームを編成すること。

(3) スーパービジョン体制の整備

意見表明等支援スキルの向上及び適切な支援のため、児童相談所、児童福祉施設等において十分な勤務経験がある者又は高い専門性を有する者（弁護士、医師等）をスーパーバイザーとして配置し、意見表明等支援員の相談に応じるとともに、意見表明等支援員の指導、教育を行うこと。また、スーパーバイザーの氏名、所属、職業、資格等を記載した書類（任意様式）を意見表明等支援実施期間が始まる前及び変更の都度、本市に提出すること。

8 事業計画書・月次報告書・年次報告書等

各様式等については、本市と事前に協議のうえ、決定すること。事業計画書及び各報告書等については、その情報内に尼崎市情報セキュリティ対策基準第3章2で定める情報資産分類1又は2に該当する情報資産が含まれる場合は、原則として本市が提供するファイル共有システムにより電子ファイル形式で本市へ提出すること。電子ファイル形式は原則、エクセル、ワード又はパワーポイントのいずれかとする。

なお、受託者は、本市が提供するファイル共有システムへアクセスするためのインターネット環境を構築するとともに、本市との事務連絡に使用するための電子メールアドレスを取得すること。

(1) 事業計画書

業務の実施に際して、事業運営体制等を記載した事業計画書を意見表明等支援実施期間が始まる前に提出すること。事業運営体制として、業務責任者及び意見表明等支援員の役割を担う事務局を明記すること。

(2) 月次報告書

本事業の進捗状況、聴取内容等を確認するため、受託者は、毎月、聴取件数や聴取内容等を取りまとめた報告書を作成し、速やかに本市に提出すること。

(3) 年次報告書

受託者は、委託期間が満了し業務が完了した際には、直ちに業務完了届を作成し、事業の実施状況や成果をまとめた事業実施報告書及び事業経費の詳細を記載した収支決算報告書（任意様式）を添付の上、本市に提出すること。

9 守秘義務・個人情報等の取り扱い

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（本市の条例等を含む。）を遵守するとともに、尼崎市情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。
- (2) 受託者は、委託契約期間中及び委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は当該事項を本事業以外に使用してはならない。ただし、法令又は本市が認めた場合はこの限りではない。
- (3) SNS等における発信
ブログ、フェイスブック、Instagram、X、電子掲示板等SNSにおいて本事業に係る一切の発信を行わないこと。
なお、団体の活動報告等において本事業について掲載する場合は、内容について本市と事前に協議すること。

10 再委託について

- (1) 受託者は、本事業の全部を一括して、又は本事業の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により本市の承諾を得た場合に限り、本事業の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、本市に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 前項の再委託先が再委託業務の履行において、本市に損害を生じさせた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

11 その他

- (1) 受託者は、委託業務遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理等により、障害又は問題が発生した場合、直ちに本市に報告し、その指示に従うものとする。
なお、この場合に生じた費用は、全て受託者が負担することとする。

- (2) 受託者は、この契約に違反する事象が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに本市に報告するとともにその指示により対応することとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市及び受託者が協議し決定するものとする。

以 上